

8 所沢市

建設工事	土木	測量	設計	維持管理	書類名	摘要
					1 委任状・使用印鑑届(様式C-6)	
					2 所沢市課税の市税の滞納税額のないことの証明書<写し可>	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5・6年度名簿において、所沢市に初めて登録する所沢市内の事業所が対象です。申請日前3カ月以内に発行されたもので写しでも可です。 ・「市税の滞納がある」という理由を除き本証明書が発行されない場合、行政庁の受理印がある法人設立(変更)等届出書、営業証明書、開業届出済証明書のいずれかでも可です。
					3 経営事項審査の総合評定値通知書の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・申請日現在有効なもので、複数ある場合は最新のもの
					4 建設業許可通知書の写し又は建設業許可証明書<写し可>	<ul style="list-style-type: none"> ・申請日現在で有効な全ての業種を含む許可通知書(証明書)を提出してください。 ・3と許可番号・許可区分(般・特)が違う場合は3に該当する許可通知書(証明書)も添付してください。
					5 建設業許可申請書(様式第1号)及び営業所一覧表(別紙二)の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・申請日現在有効な全ての業種・許可区分(般・特)を含む申請書類を提出してください。(新規・更新、業種追加、般・特新規) ・許可行政庁の受理印が押印されているもの。受理印が表紙に押されている場合は表紙も必要です。 更新中の場合は、更新前の許可通知書(証明書)と更新申請書(行政庁の受理印のある)の写しを提出してください。 建設業許可の申請内容(商号・代表者・所在地・業種・使用人等)に変更があった場合は建設業許可の変更届出書(様式第22号の2)・廃業届(様式第22号の4)(行政庁の受理印のある)の写しも提出してください。 電子申請により收受印が無い場合には、別冊2(共通書類のページ)の注釈1をご参照ください。
					6 事業所の写真・案内図(様式C-10)	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5・6年度名簿において、所沢市に初めて登録する所沢市内の事業所が対象です。 ・写真は、事業所全景写真(看板等、社名が確認できるもの)及び事業所内部が広範囲に写っているものを各1枚添付してください。 ・案内図は、目印となる道路・建物・店舗等を含めて記載してください。

【所沢市提出書類】の問合せ先
 所沢市 総務部 契約課 工事契約グループ
 TEL: 04-2998-9058 FAX: 04-2998-9056